

## 新型コロナウイルス感染症対策について

関東圏、関西圏など11都府県に緊急事態宣言が出され、福島県においても「新型コロナウイルス緊急対策期間」の設定がなされました。

村民のみなさまには、新しい生活様式や三密の回避など、これまでの感染症対策を引続き実践していただくとともに、感染防止対策のさらなる徹底のため、2月7日までの間、次について御協力をお願いいたします。

### 不要不急の外出自粛（特に午後8時以降の徹底）をお願いします。

- ・緊急事態宣言発出地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来を自粛してください。
- ・県内においても不要不急の外出を自粛し、特に夜間（午後8時以降）の外出自粛を徹底してください。

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持に必要な場合を除きます。

### 公共施設の使用時間を午後8時まで限定します。

- ・村民体育館、村民プール、各ふれあいセンター等について、使用時間を午後8時までといたします。（2月7日まで）

### 村内の飲食店の営業は午後8時までになりました。

- ・村内の飲食店においては、酒類の提供は午後7時まで、閉店時間は午後8時になりました。（2月7日まで）

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、この内容は、今後変更となる場合もございますことを予め御了承願います。

大玉村・大玉村新型コロナウイルス感染症対策本部  
大玉村役場 健康福祉課 電話（代表）48-3131